

製品安全データシート

五塩化アンチモン

1. 化学物質等及び会社情報

| | |
|---------------|---|
| 化学物質等の名称： | 五塩化アンチモン |
| 会社名： | 日本精鋳株式会社 |
| 住所： | 東京都新宿区下宮比町3-2 |
| 担当部門： | 日本精鋳株式会社営業部 |
| 製造委託先： | 日本化学産業株式会社 福島工場 |
| 連絡先： | 電話番号(03)3235-0031 FAX番号(03)5261-7335 |
| 緊急連絡先： | 日本精鋳株式会社 中瀬製錬所 品質保証課 電話番号(079)667-2121 |
| 電子メール： | mail@nihonseiko.co.jp |
| 推奨用途及び使用上の制限： | 触媒等 |

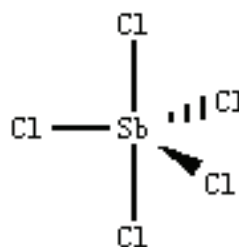
2. 危険有害性の要約

| | | |
|---------------|--|--------------|
| 最重要危険有害性及び影響： | 吸入すると生命に危険。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷。 水生生物に非常に強い急性毒性。 | |
| GHS分類： | | |
| 物理化学的危険性 | | : 分類対象外(区分外) |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口) | : 区分4 |
| | 急性毒性(経皮) | : 分類できない |
| | 急性毒性(吸入:蒸気・ミスト) | : 区分1 |
| | 皮膚腐食性/刺激性 | : 区分1A~1C |
| | 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 | : 区分1 |
| | 呼吸器感作性 | : 分類できない |
| | 皮膚感作性 | : 分類できない |
| | 生殖細胞変異原性 | : 分類できない |
| | 発癌性 | : 分類できない |
| | 生殖毒性 | : 分類できない |
| | 特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) | : 区分2 |
| | 特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) | : 区分2 |
| | 吸引性呼吸器有害性 | : 分類できない |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性・急性 | : 区分1 |
| | 水生環境有害性・慢性 | : 区分外 |

ラベル要素：
絵表示又はシンボル



| | |
|---|---|
| <p>注意喚起語</p> <p>危険有害性情報</p> <p>注意書き</p> | <p>危険、医薬用外劇物</p> <p>飲み込むと有害。 吸入すると生命に危険 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 臓器(呼吸器)の傷害の恐れ 長期又は反復暴露による臓器(肺・心血管系)の障害の恐れ 水生生物に非常に強い毒性。</p> <p>【予防策】 全ての安全注意を読み終えるまで取り扱わない事。 吸入・飲み込みしない事。 取り扱い時には飲食や喫煙をしない事。 適切な保護具、手袋、眼鏡または顔面用保護具を着用する事。</p> <p>【対応】 皮膚に付着した場合、接触部位の多量の水で洗い流す事。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、酸素吸入を行なう。 呼吸困難な場合、人工呼吸を行なう。</p> <p>本物質は、労働安全衛生法での“名称等を表示すべき有害物”の対象物質で無い事、並びに現在GHS標記への移行作業中であり、MSDS標記と包装紙やラベル標記とは異なる標記となっております。</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>3.組成・成分情報</p> <p>単一製品・混合物の区別：</p> <p>化学名：</p> <p>別名：</p> <p>英語名：</p> <p>化学式又は構造式：</p> <p>成分及び含有量：</p> <p>危険有害不純物：</p> <p>官報公示整理番号：</p> <p>CAS番号：</p> <p>EINECS番号：</p> | <p>単一化合物</p> <p>五塩化アンチモン</p> <p>塩化アンチモン()</p> <p>Antimony Pentachloride</p> <p>$SbCl_5$</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>$SbCl_5$ 99.0%</p> <p>無し。</p> <p>既存化学物質No. 1 - 256</p> <p>7647 - 18 - 9</p> <p>231 - 601 - 8</p> |
|--|---|

製品名：五塩化アンチモン
発行番号：Q0740-01
発行日：2007年7月25日
ページ：2 / 8 Page

| | |
|----------------------------------|--|
| 4. 応急措置(医師の処置を受けるまでの救急方法) | |
| 皮膚に付着した場合: | 直ちに付着、接触した部分を多量の水を用いて洗い流した後、石鹼水で洗浄し、汚染された衣服や靴等を脱がせる。更に付着部を石鹼水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。 |
| 吸入した場合: | 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、空気の新鮮な場所に移し、酸素吸入を行なう。呼吸が困難な場合、又は呼吸が停止している場合には、直ちに人工呼吸を行なう。 |
| 目に入った場合: | 直ちに清浄な水で15分間以上洗浄を行なう。 |
| 飲み込んだ場合: | 意識のある場合は直ちに多量の牛乳または水を飲ませ吐かせる。その後、約20%酸化マグネシウムと水を飲ませる。 |
| 5. 火災時の措置 | |
| 消火剤: | 注水厳禁。隣接火災の際は水は使用しない。粉末、炭酸ガス消火器を用いて周辺火災を防ぐ。 |
| 特定の危険有害性: | 当該製品は着火しない。 周辺火災の場合、移動可能な場合は、速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及びその周辺に撒水し冷却する。多量の水に触れると激しく反応し、白煙(塩化水素ガス)を発生するので撒水する場合容器内に水が入らないように注意する。火災等で強熱されると、アンチモンの酸化物の煙霧、並びに塩素及び塩化水素のガスを発生する。煙霧、並びにガスは有毒なので注意する。 |
| 消火を行う者の保護: | 煙霧発生時; 防護衣、空気呼吸器、循環式酸素呼吸器、ゴム長靴、ガス検知管(塩素用、塩化水素用)当該製品は着火しない。 |
| 6. 漏出時の措置 | |
| 人体に対する注意事項: | 作業時には暴露防止の保護具を着用し、風下で作業しない。 |
| 環境に対する注意事項: | 漏洩した液を直接水で洗い流してはならない。 |
| 回収・除去方法: | 漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導き、密閉可能な空容器にできるだけ回収し、そのあとを消石灰、ソーダ灰等の水溶液を用い徐々に処理を行い、多量の水を用いて洗い流す。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されない様に注意する。 回収した廃液及び汚染された土壌等は多少に関わらず、廃液上の注意に従い無害化処理又は産業廃棄物として処理する。 |
| 二次災害の防止策: | 風下の人を退避させる。漏洩した場合の周辺にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。 |

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策

医薬用外劇物であり、毒物及び劇物取締法に則した取り扱い方法による。

圧送による輸送時は、脱湿空気または窒素ガスを用いる。

輸送配管は耐食性のもの(テフロン製等)を用いる。

金属製の容器、配管、バルブ等で使用時、開口して大気と接触する場合は、除湿空気または窒素ガスでパージするか、又は使用後直ちに付着物を拭き取り、密閉する。

安全取り扱い注意事項

水や空気中の湿気と反応し、有害な腐食性ガス(塩化水素、塩素等)が発生するので、開放系の設備で取り扱わない事。

やむを得ず開放する場合は、局所排気設備を設置する。

直接、皮膚や目に触れたり、吸入したりしないように保護具を着用する。

取扱いは換気の良い場所で行う。

休憩場所には、手洗い、洗顔等の設備を設け、取り扱い後に手、顔等を良く洗う。

休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではない。

指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。

保管:

保管条件

医薬用外劇物であり、毒物及び劇物取締法に則した保管方法による。
空気中の水分による加水分解を避ける為、密閉した容器に保管する。

耐食性の容器(グラスライニング、FRP製)で保管する。

短期間の場合は鋼製容器でも良いが長期の貯蔵は避ける。

熱源や着火源から離れた通風の良い乾燥した冷所に密封して保管する。

容器包装材料

容器は、容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

8. 暴露防止及び保護措置

| | |
|----------------|---|
| 管理濃度： 許容濃度： | 設定されていない。 日本産業衛生学会(2004 - 2005年度版)； 0.1 mg / m ³ (アンチモン及びアンチモン化合物に対して、S bとして) ACGIH(2005年度版)；0.5 mg / m ³ (アンチモンとアンチモン化合物及び三酸化アンチモンの取り扱いと使用に対してTLV - TWA、S bとして) |
| 設備対策： | 屋内においては、通気性を良くし、屋内換気及び排気装置を設置する。屋外においては風上から作業する。 洗顔設備、洗眼設備、シャワー設備を作業場近くに設置する。 |
| 保護具： | 呼吸用保護具；(火災時・漏洩時)空気呼吸器、循環式酸素呼吸器 手の保護具；ゴム又はビニール製 目の保護具；普通型保護眼鏡またはフェイスシールド 皮膚及び身体の保護具；長袖の作業衣、ゴム長靴 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 外観(物理的状态)： | |
| 色 | 淡黄色液体 |
| 臭い | 不快臭 |
| 沸点： | 79 / 2.93 kPa |
| 融点： | 2.8 |
| 発火点： | 知見データなし |
| 蒸気圧： | 0.1 kPa / 20 |
| 揮発性： | 知見データなし。 |
| 可燃性： | 知見データなし。 |
| 酸化性： | 知見データなし。 |
| 比重： | 2.34 |
| 溶解度： | |
| 水 | 水により加水分解して酸化物や酸化塩化物になる。 |
| その他 | 塩酸、クロロホルム、アルコール、四塩化炭素、ベンゼン等には可溶である。 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|---------|---|
| 水との接触： | 危険性有 激しく反応し、酸化物と腐食性の塩酸が発生する。 |
| 空気との接触： | 危険性有 空気中の湿気と反応し、発煙し、有害な腐食性ガス(塩化水素、塩素等)が発生する。 |
| 加熱・燃焼： | 危険性有 77 以上に加熱すると分解し、有毒ガス(塩化水素)と酸化物が発生する。 |

| | |
|--|--|
| 11. 有害性情報（人についての症例、免疫学的情報を含む） | |
| 急性毒性（経口）： （吸入）： | LD ₅₀ （経口、ラット）1,115 mg / Kg LC ₅₀ （吸入、ラット）720 mg / m ³ / 2 H |
| 皮膚腐食性 / 刺激性： 眼刺激性： 皮膚感作性： 生殖細胞変異原性： | 激しい痛みを生じ、炎症を起こす。 粘膜などが激しく侵され、失明に至ることもある。 知見データなく、分類できない。 知見データなく、分類できない。 |
| 発癌性： | 日本産業衛生学会、ACGIH、EPA、EUあるいはIARCの癌原性分類はされていない。 |
| 生殖毒性： | 知見データなく、分類できない。 |
| 特定標的臓器・全身毒性： （単回暴露） | 臓器（呼吸器系）の障害の恐れ。 |
| 特定標的臓器・全身毒性： （反復暴露） | 長期または反復暴露による臓器（肺・心血管系）の障害の恐れ。 |
| 吸引性呼吸器有害性： | 知見データなく、分類できない。 |
| 12. 環境影響情報 | |
| 残留性 / 分解性： | 知見データなし。 |
| 蓄積性： | 知見データなし。 |
| 土壌中の移動性： | 知見データなし。 |
| 水生環境有害性・急性： | 水生生物に非常に強い毒性。 |
| 水生環境有害性・慢性： | 多量な環境水中では分解されて、オキシ塩化アンチモンあるいは三酸化アンチモンと塩化水素になるが、希釈緩衝作用により影響は緩和される。 |
| 有害性及び環境影響情報についての各項目上付き小数字は引用文献番号に符合します。 | |
| 13. 廃棄上の注意（毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準） | |
| 沈澱法： | 多量の水に溶かし、硫化ナトリウム水溶液を加えて、五硫化アンチモンを沈澱させ、濾過し埋立処分する。 五塩化アンチモンは水により急激に加水分解を起こし、白煙（塩化水素ガス）を発生するので、多量の水に極めて少しずつ添加して水溶液とする。 五硫化アンチモンを沈澱させる場合には適量（理論量の1.5～3.0倍）の硫化ナトリウムを加える。理論量の3倍以上加えると沈澱が再溶解するので注意する。 |
| 汚染容器・包装： | SbCl ₅ の付着した使用済みの容器等を焼却するとアンチモン酸化物の煙霧並びに塩素及び塩化水素ガスを発生するので、洗浄装置のない焼却炉で焼却しない。 |
| 廃棄については、各地域の廃棄規制に注意し、従うこと。 | |

| | |
|--|--|
| <p>14. 輸送上の注意</p> <p>国連分類： 国連番号：</p> | <p>運送は、毒物及び劇物取締法(劇物、包装等級 2)の定めるところによる。 医薬用外劇物(白地に赤字) 船舶輸送は危規則(腐食性物質)及び国際海上輸送は I M D G (クラス 8 / 2)の定めるところによる。 航空輸送は航空法(腐食性物質)及び国際航空輸送は I A T A (クラス 8 / 2)の定めるところによる。 車両には異常時の時の応急措置に必要な保護具、工具を備える。 容器を破損させない事。熱を加えない事。容器を直射日光下に置かない事。</p> <p>クラス 8 1 7 3 0</p> |
| <p>15. 適用法令</p> <p>毒物及び劇物取締法： 危険物船舶輸送及び貯蔵規則： 港則法： 航空法： 消防法： 水質汚濁防止法関連： バーゼル条約： P R T R 法： 労働安全衛生法：</p> | <p>第 2 条別表第 2 劇物(アンチモン化合物及びこれを含有する製剤) 第 3 条危険物告示別表第 3 腐食性物質</p> <p>施行規則第 1 2 条危険物(腐食性物質) 施行規則第 1 9 4 条航空法告示別表第 1 1 腐食性物質 法第 9 条の 3 貯蔵等の届け出対象物質 アンチモン(要監視項目指定) 対象有害廃棄物(Y 2 7 : アンチモン化合物) 第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) (N o . 2 5 アンチモン及びその化合物) 名称等を通知すべき有害物(法第 5 7 条の 2、施行令第 1 8 条の 2 別表第 9) (N o . 3 8 アンチモン及びその化合物)</p> <p>適用法令については、各地域の法規制に従うこと。</p> |
| <p>16. その他の情報</p> <p>用途(使用目的): 記載内容の取り扱い: 引用文献等:</p> | <p>工業用原料(触媒等)</p> <p>記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂される事があります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。</p> <p>(財)製品評価技術基盤機構(NITE)GHS分類結果改訂増補版毒劇物基準関係通知集(薬務公報社、厚生省薬務局安全課編) 最新毒劇物取扱の手引き(時事通信社、厚生省薬務局安全課編) 化学物質管理促進法 対象物質全データ(化学工業日報社) 1 2 6 9 5 の化学商品(化学工業日報社) 化学物質安全性データブック(オーム社、化学物質安全情報研究会編) 危険物データブック(丸善、東京消防庁警防研究会監修) BOC Group, Inc. BOC Gases MSDS Sciencelab.com, Inc. MSDS</p> |

製品名：五塩化アンチモン
発行番号：Q0740-01
発行日：2007年7月25日
ページ：7 / 8 Page

| 来歴： | 版番号 | 発行日 | 制定・改訂内容 |
|-----|----------|----------|---|
| | E-01 | 93.01.20 | 新規作成 |
| | E-02 | 95.12.01 | 総合見直し |
| | E-03 | 96.04.01 | フォーマット変更。 危険有害性レベル基準の見直し。 危険 警告へ。 |
| | E-04 | 00.04.25 | 適用法令にP R T R法、労働安全衛生法追加。 |
| | Q0740-00 | 06.04.17 | JIS Z 7250書式のフォーマットに変更。 符番方法変更(Q0740-版番号2桁)。 |
| | 01 | 07.07.25 | G H S対応全面見直し |